

軽二輪（126cc～250cc）届出済書返納（廃車）の場合

使用者が用意するもの

1	軽自動車届出済証
2	ナンバープレート
3	所有者と使用者の印鑑 （認印で可） 軽自動車届出済証に記載の所有者がバイク販売会社の場合は、軽自動車届出済証返納届にその会社の印鑑の押印も必要です。所有者となっている会社に問い合わせてください。
4	自動車検査証を返納できない場合 理由書(記名・押印又は署名) 又は「再交付を受ける理由」欄に記載が必要 (紛失・盗難の場合は、発見した場合は返納する旨の記載を含む。) ナンバープレートを返納できない場合 理由書(所有者又は使用者の押印又は署名) ※紛失、盗難の経緯、警察への届出年月日、受理番号、発見の際の返納誓約等
5	運輸支局（登録事務所）で用意するもの ① 軽自動車届出済証返納届 ② 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書 ③ 軽自動車税申告書 無料 窓口で配布 手数料として300円～500円程度（地域によって違います）が必要です。